

新宮町告示第2号

平成31年第1回新宮町議会臨時会を次のとおり招集する

平成31年1月11日

新宮町長 長崎 武利

1 期 日 平成31年1月17日

2 場 所 新宮町議会議事堂

---

○開会日に応招した議員

上畝地白馬君

森 秀司君

安武 寛憲君

庵原 伸一君

大牟田直人君

高木 義輔君

横大路政之君

牧野真紀子君

松井 和行君

北崎 和博君

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

平成31年 第1回(臨時)新宮町議会 会議録(第1日)

平成31年1月17日(木曜日)

---

議事日程(第1号)

平成31年1月17日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第1号議案 新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について
- 日程第4 第2号議案 新宮町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について
- 日程第5 第3号議案 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第4号議案 平成30年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第7 第5号議案 平成30年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第8 第6号議案 平成30年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第9 第7号議案 平成30年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について
- 日程第10 第8号議案 平成30年度新宮町水道事業会計補正予算について
- 日程第11 第9号議案 平成30年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第12 第10号議案 平成30年度新宮町一般会計補正予算について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第1号議案 新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について
- 日程第4 第2号議案 新宮町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について
- 日程第5 第3号議案 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第4号議案 平成30年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第7 第5号議案 平成30年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第8 第6号議案 平成30年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について

- 日程第9 第7号議案 平成30年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について  
 日程第10 第8号議案 平成30年度新宮町水道事業会計補正予算について  
 日程第11 第9号議案 平成30年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について  
 日程第12 第10号議案 平成30年度新宮町一般会計補正予算について

---

出席議員（10名）

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 上畝地白馬君  | 2番 森 秀司君   |
| 3番 安武 寛憲君  | 5番 庵原 伸一君  |
| 6番 大牟田直人君  | 7番 高木 義輔君  |
| 9番 横大路政之君  | 11番 牧野真紀子君 |
| 12番 松井 和行君 | 13番 北崎 和博君 |

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（2名）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 井上 和広君      議会事務局主幹 三船 史郎君

---

説明のため出席した者の職氏名

|               |        |              |        |
|---------------|--------|--------------|--------|
| 町長 ……………      | 長崎 武利君 | 副町長 ……………    | 吉村 隆信君 |
| 副町長 ……………     | 福田 猛君  | 教育長 ……………    | 宮川 優子君 |
| 総務課長 ……………    | 中野 哲之君 | 政策経営課長 …………… | 太田 達也君 |
| 地域協働課長 ……………  | 笠井与志則君 | 都市整備課長 …………… | 本田陽一郎君 |
| 上下水道課長 ……………  | 森 一彦君  | 子育て支援課長…………… | 大原 稲子君 |
| 産業振興課主幹 …………… | 森 真二君  | 産業振興課主幹…………… | 道脇 繁君  |
| 環境課長 ……………    | 安河内正路君 | 住民課長 ……………   | 尾田 繁男君 |
| 健康福祉課長 ……………  | 桐島 光昭君 | 税務課長 ……………   | 高橋 忠久君 |
| 会計管理者 ……………   | 末永富士美君 | 学校教育課長 …………… | 阿部 宏紀君 |
| 社会教育課長 ……………  | 西田 大輔君 |              |        |

---

午前10時00分開会

○議会事務局長(井上 和広君) 起立、礼。おはようございます。御着席ください。

○議長(北崎 和博君) ただいまから、平成31年第1回新宮町議会臨時会を開会いたします。

本日、産業振興課長が欠席され、かわりに産業振興課主幹が出席しておりますので御報告をいたします。

それでは、配付の日程表により直ちに本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長(北崎 和博君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、1番上畝地白馬議員、2番森秀司議員を指名いたします。

---

### 日程第2. 会期決定の件について

○議長(北崎 和博君) 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(北崎 和博君) 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

これより議案の審議に入ります。

---

### 日程第3. 第1号議案

○議長(北崎 和博君) 日程第3、第1号議案、新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(中野 哲之君) 第1号議案、新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

提案理由といたしまして、平成30年8月の人事院勧告を受けて、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が平成30年11月30日に施行されたことに伴い、同条例の一部を改正するものでございます。

補足説明をいたします。

平成30年8月に出されました人事院勧告の給与勧告並びに本町条例改正の骨子は大きく2点ございます。

1点目は、民間給与との格差0.16パーセントを埋めるために俸給表の水準、町の場合は給料表の水準、これを引き上げること。

2点目は、職員のボーナスを年間0.05月分引き上げ、その部分は職員の場合は、勤勉手当に配分すること及び平成31年度以降に夏と冬に支給されるボーナスの支給率を同等にするというものでございます。

1ページの改正文をお願いいたします。

改正条例の構成といたしまして、第1条は平成30年度分の勤勉手当並びに給料表の改正を行うもので、第2条は平成31年4月1日からの期末勤勉手当の率の改正を行うものとなります。

第1条の第22条第2項の改正は、一般職と再任用職員の12月期の勤勉手当の支給割合の変更と別表第1の改正は、一般職給料表の改正で3ページから6ページまでのように改正を行うものです。

なお、この1条につきましては、平成30年4月1日に遡及して適用することを2ページの附則第1条第2項で規定をいたしております。

附則第2条は、第1条と施行期日が異なるため、第1条の改正後に、さらに改正を加えるいわゆる2段階式となっております。

1ページの第2条の改正文、前段の第21条の改正部分は平成31年度以降の期末手当の改正で、第22条の改正は平成31年度以降の職員及び再任用職員の勤勉手当について改正を加えております。

また、2ページの附則第2条については、平成30年度の期末手当は既に支給済みとなっているため、その部分は内払であるということを規定をいたしております。

第3条で必要な事項を規則に委任するものでございます。

19ページをお願いします。

参考資料2として、一般職員及び再任用職員の期末手当、勤勉手当の期別支給割合の変更を載せております。

また、7ページから18ページまでは新旧対照表となります。御参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第1号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者9名、挙手しない者0名〕

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め、第1号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4. 第2号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第4、第2号議案、新宮町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中野 哲之君） 第2号議案、新宮町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

提案理由といたしまして、平成30年8月の人事院勧告を受けて、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が同じく平成30年11月30日に施行されたことに伴い、議会議員の期末手当の期別支給割合を改めるため、同条例の一部を改正するものでございます。

補足説明をいたします。

今回の議会議員の期末手当の改正は、昨年8月に出されました国家公務員の人事院勧告を受けた形で、国会議員等特別職の期末手当の引き上げに準拠するものとなります。

1ページをお願いします。

条例の改正文でございますが、第1条の改正は平成30年度分について改正するもので、第2条の改正は平成31年度以降分について改正するものとなります。

このことは、附則第1条第1項及び同条第2項で規定をいたしております。

また、附則第2条については、平成30年度の期末手当は既に支給済みとなっているため、その部分は内払であるということを規定いたしております。

3ページをお願いします。

内容につきましては、この参考資料2で御説明をいたします。

今回の改正による期末手当支給割合の年度別推移を載せております。

現行の期末手当は6月期1.625月で12月期1.675月、合計3.30月となっております。それを平成30年度は、12月期を0.05月引き上げ1.725月とし、合計を3.35月にいたします。

そして31年度以降は、年間支給割合合計ですが、これは3.35月で、平成30年度と変更はありませんが、6月期と12月期を同率の1.675月に変更するものです。

2ページには新旧対照表をつけております。

第1条の平成30年度分、第2条の平成31年度以降分に分けて作成しております。御参照していただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第2号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者9名、挙手しない者0名〕

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め、第2号議案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第5. 第3号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第5、第3号議案、町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中野 哲之君） 第3号議案、町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

提案理由といたしまして、同じく平成30年8月の人事院勧告を受けて、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が平成30年11月30日に施行されたことに伴い、町長等の期末手当の期別支給割合を改めるため、同条例の一部を改正するものでございます。

補足説明をいたします。

こちら先ほどの第2号議案での説明と同様に、国務大臣などの特別職国家公務員の特別給について平成30年度人事院勧告に準じた改正を行うこととされたことに鑑み、新宮町長等の期末手当の支給割合を改めるものでございます。

1ページをお願いします。

条例の改正文でございますが、これも先ほどの第2号議案と同様に、第1条の改正は平成30年度分について改正するもので第2条の改正は平成31年度以降分について改正するものとなります。

このことは、附則第1条第1項及び同条第2項で規定をいたしております。

また、附則第2条については、平成30年度の期末手当は既に支給済みとなっているため、その部分は内払であるということを規定いたしております。

3ページをお願いします。

内容につきましては、この参考資料2で御説明をいたします。

今回の改正による期末手当の支給割合の年度別推移を載せておりますが、第2号議案の支給割合と同一でございますので、内容説明は割愛をさせていただきます。

2ページには新旧対照表をつけております。

第1条の平成30年度分、第2条の平成31年度以降分に分けて作成をいたしております。

御参照していただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第3号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者9名、挙手しない者0名〕

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め、第3号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6. 第4号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第6、第4号議案、平成30年度新宮町渡船事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中野 哲之君） 第4号議案、平成30年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について説明をいたします。

次の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億2,346万8,000円とするものです。

今回の補正予算は第1号議案、新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴い、渡船事業特別会計に属する人件費関係の補正を行うものです。

歳出から説明をいたします。10ページ、11ページをお願いいたします。

1款1項1目事業費のうち、2節給料2万4,000円、3節職員手当等を7万4,000円、4節共済費を9万8,000円、19節負担金補助及び交付金を4万2,000円増額するものです。

次に歳入の説明を行います。8ページ、9ページをお願いいたします。

5款1項1目繰越金23万8,000円の増額は、収支調整でございます。

なお、給与の詳細につきましては、12、13ページの給与費明細書を参照していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第4号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者9名、挙手しない者0名]

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め、第4号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7. 第5号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第7、第5号議案、平成30年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（尾田 繁男君） はい、第5号議案、平成30年度を新宮町国民健康保険特別会計補正予算について、御説明いたします。

まず歳出から御説明いたします。10ページ、11ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、先ほどの第1号議案新宮町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴い、補正するものでございます。

特定財源といたしまして、4款1項1目2節職員給与費等繰入金を充てるものでございます。

続きまして、2款2項2目19節、退職被保険者等高額療養費負担金を70万円計上しております。

これは、想定以上の高額な医療費の支払いもあったため、予算の不足となりましたので計上させていただきます。

特定財源といたしまして、県支出金、3款1項1目1節普通交付金を充てるものです。

歳入の説明につきましては、特定財源として説明いたしましたとおりでございますので省略いたします。

なお、給与の詳細につきましては、12ページ、13ページに給与費明細書を添付いたしておりますので、御参照ください。

以上で説明終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第5号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者9名、挙手しない者0名]

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め、第5号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8. 第6号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第8、第6号議案、平成30年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（尾田 繁男君） 第6号議案、平成30年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について、御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、先ほどの第1号議案、新宮町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴う新宮町後期高齢者医療特別会計に属する職員の人件費の補正となっております。

10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出予算として、1款1項1目一般管理費、2節給料、3節職員手当等、4節共済費及び19節負担金補助及び交付金をそれぞれ補正しております。

続きまして、歳入の説明をいたします。8、9ページをお願いいたします。

歳出に充てます歳入といたしまして、5款1項1目1節繰越金を計上しております。

なお、給与の詳細につきましては、12、13ページに給与費明細書を添付いたしておりますので御参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第6号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者9名、挙手しない者0名〕

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め、第6号議案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第9. 第7号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第9、第7号議案、平成30年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐島 光昭君） 第7号議案、平成30年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について、説明いたします。

1ページをお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,125万7,000円とするものでございます。

歳出から説明いたします。10、11ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費のうち、2節給料、3節職員手当等、19節負担金補助及び交付金、合計7万6,000円の増は、すべて先ほどの第1号議案と同様の人事院勧告によるものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。戻りまして、8、9ページをお願いいたします。

4款1項1目繰越金の7万6,000円の増は、歳出の増に伴います収支調整となっております。

説明は以上でございます。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第7号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者9名、挙手しない者0名〕

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め、第7号議案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第10. 第8号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第10、第8号議案、平成30年度新宮町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） 第8号議案、平成30年度新宮町水道事業会計補正予算について、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出、第2条、平成30年度水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出、第1款水道事業費用、補正予算額81万8,000円を増額し、合計の7億1,175万8,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、第1号議案、新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴い、新宮町水道事業会計に属する人件費関係の補正を行うものでございます。

次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正するものでございます。

職員給与費、補正予算額81万8,000円を増額し、合計の5,745万5,000円とする

ものでございます。

次に6ページ、7ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出、支出について1款1項3目の総係費の81万8,000円の増は、先ほど御説明しました新宮町一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴い、人件費関係の補正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、4ページ、5ページの給与費明細書を御参照ください。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第8号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者9名、挙手しない者0名〕

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め、第8号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11. 第9号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第11、第9号議案、平成30年度新宮町公共下水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） 第9号議案、平成30年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出、第2条、平成30年度公共下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出、第1款下水道事業費用、補正予算額35万4,000円を増額し、合計の9億1,550万1,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、水道事業会計で説明したとおり第1号議案、新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴い、新宮町公共下水道事業会計に属する人件費関係の補正を行うものでございます。

次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。

第3条、予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正するものでございます。

職員給与費、補正予算額35万4,000円を増額し、合計6,027万5,000円とするものでございます。

次に6ページ、7ページをお願いいたします。

支出、1款1項4目総係費35万4,000円の増は、先ほど説明しました新宮町一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴い、人件費関係の補正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては4ページ、5ページの給与費明細書を御参照ください。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第9号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者9名、挙手しない者0名〕

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め、第9号議案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第12、第10号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第12、第10号議案、平成30年度新宮町一般会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。政策経営課長。

○政策経営課長（太田 達也君） 第10号議案、平成30年度新宮町一般会計補正予算について、御説明をいたします。

今回の一般会計補正予算は、人事院勧告に伴うもの、他会計への一般会計からの繰出金及びふるさと納税事業に関するものでございます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条記載のとおりでございます。

人件費に関しましては、人事院勧告に伴う先ほど来の給与条例などの改正によるものでございます。

その他の歳出に関しましては、10、11ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費、12節、郵便振替手数料18万円。

13節、ふるさと納税事業委託料6億6,000万円。

14節、公金システム使用料935万円及びポータルサイト使用料4,928万3,000円は、ふるさと寄附の収入見込み額を勘案し、計上したものでございます。

14、15ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費、28節国民健康保険特別会計繰出金4万5,000円は、一般会計から当該特別会計へ繰り出すものでございます。

26、27ページをお願いいたします。

13款3項4目ふるさと応援基金費、25節基金積立金3億8,500万円は、今回の補正予算におけるふるさと寄附の収入見込み額を勘案し、計上したものでございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入につきましては、17款1項1目1節ふるさと寄附金11億円を計上し、19款1項1目1節前年度繰越金814万7,000円で収支調整をさせていただいております。

なお、28ページ以降の給与費明細書に今回の改定の状況を記載しておりますので御参照ください。

説明は以上でございます。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。もう全般でよろしいです。ございませんか。

はい、高木議員。

○議員（7番 高木 義輔君） ふるさと納税の件について、少しお尋ねをしたいと思います。

12月に、こういう新聞が新宮町のほうから出ました。

ふるさと納税を含めた猫の島の相島をPRするため。

12月の21日の日に朝刊で出ておりました。

この中で、ちょっと気になったことがございまして、1万円とか、そういうところは。

わかりますかね。

割と新宮町の特産品は当然載っていますが、定期便みたいな部分がありまして、10万とか、5万、10万、50万、100万というふうな定期便みたいな、これは定期便で非常に納税が促進されたというふうな話を聞いておりましたので、これはいいなと思ったんですけど、その中身を見たら、ちょっと100万の中に牛肉やら入っとるわけですね。

ステーキ、これは新宮町の特産かなというふうな思いもありまして、それともう一つは、福岡県九州福岡フルーツ王国ということで、結局そういうものも新宮町の例えばミカンだとかイチゴだとか、そういうのはわかりますけれども、そういうものも入っている。

それと50万についてもそうだろうと。

だから、ちょっと今、非常に新聞紙上で騒がしているのが、ふるさと納税の規制をきちっとしようということで、随分本当、あるいは毎日じゃないですけど、随分チラシの切り取りを私もしているんですが、今非常に新宮町はいい形でふるさと納税がきていると思います。

そこにそういうふうな違反があると、取り消しになっていくんじゃないかと非常に危惧するところでございます。

それで、今後っていうか、今はいいのかもわかりません。

その辺を含めて、今後どんなふうに対応をされていかれるのか、当然定期便も今後も続けていか

れるでしょうから、その中身について国が規制する方針の中できちっとできるのかどうか、それを含めてちょっとお答えいただければと。

○議長（北崎 和博君） 福田副町長。

○副町長（福田 猛君） はい、お答えします。高木議員のほうから御指摘があったように、少し高額な返礼品の中にそういう肉があったりとか、新宮町で生産されてないものが含まれてるんじゃないかというのはあります。

これについても県のほう、国の総務省のほうから県を通して、いわゆる地元産品がどういうものかという定義がまだ明確に示されていない中で、県のほうに確認する中で、そういう範囲であればいいでしょうということも含めて対応してきています。

例えば水産加工場のほうで、カニを扱って、カニを加工して出していますけど、そもそもカニは新宮町ではとれないんですよね。

でも、やはり北海道のほうから仕入れたカニを多少加工して、新宮町のいわゆる産品として加工場で製造加工して、それはいいですと。

もう一つ、そのフルーツみたいに、中にはブドウがあったりマスカットとかありますけど、そういったものは新宮町、私も知らなかったですけど、実際ブドウとかマスカットを作っている農家の方がおられます。

おられますけど、ほとんど生産量はないです。でも、糟屋とか福岡県までに広げるとそれはありますと。

それを新宮町が、いわゆる地元の粕屋農協のほうで生産品として扱ってあれば、それまでは地元産品としてみなしてもいいですよっていう、県のいわゆる少し解釈を広げた回答を得ましたので、そういった産品までも出していいよということで、おもてなし協会のほうにはずっと指示して12月まではそういう対応をしてきましたけども、実際やっぱり正確に言うとそれはどうかなっていう、やっぱりはてながつきますので、1月からはもうそういうのは全て全部見直そうと。

いわゆる地元産品で堂々と言えるものについてだけに生産、整理していこうということで、1月から大幅にそういう作業にもう入っています。

12月までもそういうふうな広義の、広い意味で県のほうもそこまではいいですと確認をして、その返礼品を出してきましたので、町としてもそこははっきり説明はつきますけども、今言われるようなことはやっぱり実際、今国のほうも厳しく通達がありますので、そういうふうな怪しいものについては無くして堂々と地元産品と言える説明のつくものということで、1月から改めていますので、そういったところは少し見ていただければと思いますし、12月までも明らかにこれはおかしいというものについては、取り扱ってきておりませんので、何らかの説明のつく範囲で返礼品を扱ってきたということで御理解していただければと思っています。

以上です。

○議長（北崎 和博君） 高木議員。

○議員（7番 高木 義輔君） はい、よく理解できました。

これからもきちっとした形の中で、業務を遂行していただきたいというふうに思います。

それともう一つは、この西日本新聞にふるさと納税のこれを出すということは、私の家に入っておりますので新宮町の人もターゲットなのかなど。

それはもう広域に考えると、新宮町は西日本新聞が何部出ているのかわかりませんが、それを含めてこの辺の考え方っていいですか、当然福岡市内でいうか、西日本新聞が何部今発行されているか、ちょっと存じ上げておりませんが、新宮町以外のところにターゲットということでやっているんでしょうけれども、これ幾らぐらいまわっているのかと。

これはチラシじゃございませんで、新聞広告でございますので、非常に高いんじゃないかなど。

これは、どこが、おもてなし協会が多分出したのかなということを含めて、その辺も含めて御説明をしていただきたいなど。

まず一つが、どこが経費として出したのかということ。

ターゲットを新宮町のほかでしようけど、それとこれによって、どれぐらいのこれを出すことによって、これが21日に出してある。

それ以降どんなふうな状況があったのか。出した経費の効果っていうんですかね。

それも含めて、おわかりになったら御説明いただきたい。

○議長（北崎 和博君） 福田副町長。

○副町長（福田 猛君） はい、お答えします。今回の新聞のほうで出したそういう広告チラシ、その分で幾らかかったのかということと、それに対する効果というところまでは、まだ確認はしておりませんが、今のところ、昨日12月までに概算で、どれぐらい宣伝費を使ったのかという確認はしてきて、一応その総額としては約2,000万円。

いわゆる宣伝広告に使っている費用としては約2,000万円、全体で。

これは、地元の新聞のそういう広告もありますし、全国向けに対してインターネットとかもろもろのいわゆる宣伝費が全部含まれています。

そのことによって、同じような類似の団体と比べて、やはり寄附が増えてきているという効果が出ていますので、直接的な効果が見えないんですが、申しわけないですけど、新宮町は非常に産品が少ない中で、そういう宣伝をすることによってPRの仕方によって、非常に寄附額が増えてきているという結果がでていきますので、おもてなし協会のいわゆるその返礼品事業の経費として上げさせていただいて使わせていただいている状況です。

以上です。

○議長（北崎 和博君） 高木議員。

○議員（7番 高木 義輔君） これを最後にします。今、経費を含めて、いろいろお話していただきました。

全部何か理解できない部分もありまして、先ほど言われたように町が出している経費もありますよね。

町がして、おもてなし協会が出しているその活動費といいますか、そういう経費もありましょうし、それ含めて何か数字のフローっていいですか、流れというんですかね。

どれだけ、明細っていいですか、そういうものが私の頭の中にも全然入りませんので、いつか、今日それを出してくださいということじゃなくて、それを整理しとって委員の方々に配布できるような状況をつくっていただいたら、もっとふるさと納税に対して、おもてなし協会に対する理解が深まると思いますんで、それを含めて今日はどうのこうのじゃなくて、きちっと皆さん方に説明できるような、わかりやすいものを作って、収支計算とか、そういった明細にこの部分にこれだけこうしてこうした、だから効果についてはこうだろうっていうふうな形の中で、出していただければと思いますんで、その辺どうでしょうか。

○議長（北崎 和博君） 福田副町長。

○副町長（福田 猛君） はい、今の内容を精査した形を御提示したいと思いますが、基本的にはもう前から説明していますように、おもてなし協会のほうが町のほうから6割の委託を受けて、6割で返礼品事業してくださいと、町のほうは残った4割の中で、これは総務課が担当していますけども、いわゆる寄附をされた方がいろいろソフトを使って、いわゆるワンストップでいわゆる確定申告、税の手続をせずに行政内部でできるようなシステム、制度になっていますので、そういうところ、寄附者に対して、そういう手続をしてもらいたいようなもろもろに対して、ソフトが入っていますし、そこに人件費が発生しますので、その4割のいわゆる町の寄附の残った分の中から約5パーセントぐらい経費として使わせていただいています。

ですから、4割の中の約5パーセントで3.5パーセントぐらいが純粹ないわゆる寄附に対する財源として残っていると。

おもてなし協会は6割を使って、今の宣伝費を使ったり、同じようにやっぱりシステム会社がここに入ってきますので、それに対して営業したり、いわゆる中のインターネットをネット上で出すようなデザインのものも含めて6割の中で商品に対する費用とそういったそれ以外の経費の分が約2割、人件費を含めてあると。

それで多少余剰金が精算したときに何パーセントか出ているというのが、ここ2年間の状況ですので、6割と4割でまず分けさせていただいて、6割のほうのおもてなし協会の中の経費の動きを毎年報告させてもらってますけど、6月の総会ですか、定期総会の中で報告させていただい

た返礼品事業の内訳は、また議会のほうにも改めて報告させていただこうと思いますし、総務課のほうも今言われるように約5パーセントぐらいのいろんなもろもろの経費がかかっていますので、どういうものにかかっているかというのもわかる範囲で御提示はしていこうと思っています。

以上です。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。はい、ほかにございませんか。

はい、庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） ふるさと納税で今度11億円補正してありますけど、大体ふるさと納税で皆さん方の人気があるというのは、何で今回11億円ぐらい伸びたか、わかったらベスト3ぐらいまでありましたらお願いします。

それと、先ほどから言っております新聞ですけども、西日本新聞だけ私はとっておりますけど、見ましたけど、それ以外ターゲットをされた新聞社がありましたら、どういうところの新聞社に掲載されたのか、わかったら教えてください。

○議長（北崎 和博君） 福田副町長。

○副町長（福田 猛君） 一応先に新聞のほうですけど、私もどの新聞まで広告を出したのか確認していませんので、また後で御報告いたします。

それから、商品の上位のものですけど、返礼品の中で上位はまず1番はあまおうです。

このあまおうにつきましても、今この粕屋農協の中だけの生産では足りないんで、今ほかの地区のJAさんのほうで、あまおうをつくってあるものも取り寄せて今出している状況でございます。

これは同じように、新宮町あるいは古賀市あるいは今粕屋とか、あまおうを返礼品で扱っている粕屋農協の中に自治体がございますので、もうすべてそれに殺到して来ていますから、どの自治体も多分あまおうが上位を、新宮町は特にあまおうが1番、ナンバーワンで、あまおうは単独で申し込みも多いし、いわゆる定期便の中のグレードが高いものにも入れていきますので、非常に数量がもう全体的に多分5割か6割、全体の中の6割ぐらいはあまおうが占めている状況です。

それと次は、先ほど高木議員のほうからも御指摘があった定期便、単体ではなかなか申し込みが少ないんですけど、定期便というものを今新宮町がもう初めから、いわゆる開発していろんなおいしいメニューを年間を通して届けしますというものが、非常に寄附者の申し込みが多い商品になっていますので、これが組み合わせがありますけど、あまおうが入ったようなフルーツの定期便であったり、肉や野菜、魚が入ったようなものもあったり、そういったものの定期便が非常にまた上位を占めている状況でございます。

単体でいくと、あとは以前から話したと思いますけど、もつ鍋ですかね、もつ鍋ということで今、めんたいの少し改良したものが地元の産品の中では、単体としては上位という形で、ただ、

数量的にはやっぱり定期便のほうが多く出回っていますので、そういう形で見ていただければと思います。

以上です。

○議長（北崎 和博君） 庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 特にあまおうが出ているということですけど、新宮町だけで足りないのではほかの地域から出荷しているということですけど、なかなか生鮮食料品ですから、チェックがなかなか難しいと思いますけど、そのあたりに対して送った後のクレーム、いわゆるチェック機能といいますか、そのあたりが大事じゃないかなと思いますけど、送った後、あまおうについての苦情とかクレームとかいうのはあるかどうか、お尋ねします。

それと、昨年と比べて6億円以上も寄附額も一気に増えておりますけど、要因といいますか、そのあたりはどのような形でこういうふうに伸びた、いわゆるやり方がいいのか、いろんな方法がありましようけど、おもてなし協会としてどういう取り組みをしたから、こういう効果があったのかっていうのを聞いてあったらお願いいたします。

○議長（北崎 和博君） 福田副町長。

○副町長（福田 猛君） はい、本町の場合は御承知の通り、どちらかというと生物、そういったあまおうも含めて生鮮食品を扱うようなものが多いんですね。

初めて1年目は、やっぱり送って腐っていると、物の鮮度が非常に落ちているとかいうクレームが多くて、どうしようかということで対応をする中で、通常のカンとかあまおうもそうですけど、箱詰めしてあるように農家の方とかJAの箱詰めしてあるものにさらに中に腐りにくいようなパットを入れたりとか、そういうのを全部改良してきました。

そのことによって、いわゆる届けるまでの状況に鮮度が落ちないような工夫を、だからプラス、いわゆる生物の製品にいわゆる経費として、そういった鮮度が落ちないような腐りにくいような、そういったものを中に詰めるっていうか、入れることによって、届けられるっていうのを2年目、3年目で改良してきましたので、多少それに経費がかかっていますが、いわゆる非常にクレームが減ってきている。

それと、増えてきているのは、まだ私も予想外に増えましたので、そこまでのまだ成果の裏づけとか、あれは確認できていませんけど、やはり聞いてますと、リピーターが多いということです。

新宮町の商品、非常に安心しておいしく食べられるからということで、リピーターの方が毎年、あまおうを多く申し込んでくれているというのは、何かどうも実態としてはあるようでございます。

以上です。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第10号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者9名、挙手しない者0名〕

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め、第10号議案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（北崎 和博君） お諮りいたします。本会議の会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第44条の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

これをもちまして全日程を終了し、平成31年第1回新宮町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時52分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年1月31日

議 長 北 崎 和 博

署名議員（1番） 上畝地 白 馬

署名議員（2番） 森 秀 司